

観光庁で実施してきた「魅力ある日本のおみやげコンテスト」 事業を継続実施する事業者の募集要綱

1. これまでのコンテストの趣旨・内容

観光庁では、日本のおみやげを通して日本の魅力を海外に伝え、日本への来訪を促進することを目的に「魅力ある日本のおみやげコンテスト」を2004年度から2012年度までに毎年開催してきた。コンテストにおいては、外国人審査委員と日本人審査委員による審査を通じ、外国人の方々が魅力的に感じるデザイン・品質・価格等の観点から、受賞作品を選定し、表彰式の開催、海外への広報活動などを行ってきた。

【参考】「魅力ある日本のおみやげコンテスト2013開催概要」参照

2. コンテスト事業を継続実施する事業者を募集する目的

これまで観光庁主催で開催してきたコンテスト事業を、民間の視点を取り入れた新しい発想のもとに、斬新なコンテストとして、発展させるため、継続実施する意欲のある事業者を募るものである。

3. 応募対象

観光庁がこれまで9回開催したコンテストの趣旨を踏襲して継続実施できる事業者として、民間事業者や団体（実行委員会形式の団体も含む）から募集する。

4. 応募条件

応募者は下記の条件を全て満たすこと。

- (1) 外国人にとって魅力的な日本のおみやげを募集・審査・表彰することを核としたコンテストを実施すること（その結果として、外国人に対して日本のおみやげを通じた日本の魅力を海外へ伝えるとともに、かつ外国人の日本への来訪を促すことを目指す。）。
ただし、本コンテストの趣旨を踏まえたものであれば、具体的な実施方法は、これまでと全く同様でなくても構わない。
- (2) コンテストは、営利を主たる目的とせず、かつ応募者の宣伝に直接利用されるものではないこと。
- (3) コンテスト開催に係る経費は、応募者が全て負担すること（ただし、コンテスト出品者が負担する商品の送料等を除く）。
- (4) 選定された応募者は、2013年度からコンテストを実施するとともに、観光庁に適宜報告をすること。

5. 募集期間

2013年6月4日（火）～6月24日（月）

6. 提出書類

別紙1「応募様式」、その他「参考となる資料（応募者側の任意）」を下記11. に示す提出先まで提出すること。

(1) 提出期限 2013年6月24日（月）17:00必着

(2) 提出方法 電子メール、持参、郵送

いずれの提出方法であっても、提出期限までに下記11. に示す提出先への提出書類の到着が必須である。

【電子メールで提出する場合】

- ・1回の送信を5MB以下の容量に抑えて、受信確認機能付き（「開封確認の要求」観光庁が受信したことを応募者が確認できるようにするため）で送信すること。
- ・また、送信する際は1回で送信し、複数回にわたる送信はおやめください。
- ・別紙1「応募様式」はExcelファイルであるが、同ファイル内に、シートを追加して、その他「参考となる資料（応募者側の任意）」のデーターを貼り付けることはおやめください。
- ・別紙1「応募様式」に加えて、その他「参考となる資料（応募者側の任意）」（pdf, PowerPoint, jpg, png）も添付して送信する場合も、容量を5MB以下に抑えて1回で提出すること。

(3) 提出部数 持参又は郵送の場合は2部

【電子メールで提出する場合】

- ・複数回の送信は認めないため、1回の送信で、提出書類の容量が5MB以上となる場合は、持参又は郵送で上記提出期限までに提出書類を2部提出してください。

7. 選定の基準

以下の4つを選定基準として評価を行う。

- (1) 観光庁が主催してきたコンテストの趣旨についての提案内容の反映度・理解度（外国人審査員の導入、表彰式の開催など）
 - (2) コンテストの内容（斬新性、審査の公平性、PR手法の工夫など）
 - (3) 業務遂行の確実性（実施体制、公正な業務運営、資金計画「4. 応募条件（2）を満たすこと」など）
 - (4) コンテストの継続性（長期的な事業予定とその確実性など）
- なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けません。

8. 観光庁において協力可能な内容

- (1) 9回開催を踏まえたノウハウの伝達
- (2) 国土交通省観光庁の後援名義
- (3) 観光庁長官賞
- (4) コンテストの開催に関する観光関係者への周知、観光庁 HP のお知らせ
- (5) 「第10回」(以降を含む。)としてのコンテスト名称の継承

なお、(2)及び(3)については、観光庁は、内容により許可できない可能性もあるため、そのような内容を含む応募については、選定から外れることとなります。

また、(4)及び(5)については、継続実施するコンテストにおいて、観光庁が主催してきたコンテストの趣旨が反映されていないと認めるに至った場合には、周知の協力やコンテストの名称の継承を取り止めさせていただくこととなります。

注)観光庁による予算的支援はございません。

9. 選定結果発表

2013年7月上旬頃に観光庁のHPで選定された応募者を発表するとともに、選定された応募者に対しては、事前に選定された旨の連絡を行う。

10. 募集に関する留意事項

- (1) 書類等の作成に用いる言語は日本語に限る。
- (2) 提出期限までに提出書類が到着しなかった場合は、いかなる理由をもっても提出を受け付けません。
- (3) 提出書類の差し替え及び再提出は、原則認めません。
- (4) 提出書類の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (5) 提出書類の作成及び提出等に要する経費は、応募者の負担となる。
- (6) 提出書類は、原則返却しない。

11. 提出先

観光庁観光地域振興部観光資源課 水口(みなくち)、家村、菊地
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
代表: 03-5253-8111(内線 27802、27823、27824)
直通: 03-5253-8925 FAX 03-5253-8930
E-mail: kokunai-ryokou@mlit.go.jp